

公立大学法人福知山公立大学事務処理規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学（以下「法人」という。）の事務処理権限及び手続に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 理事長又は学長の権限に属する事務の処理について、最終的にその意思決定をすることをいう。
- (2) 委任 理事長又は学長の権限に属する事務の一部について、理事長から事務局長又は学長から副学長に委ねることをいう。
- (3) 専決 理事長又は学長の権限に属する事務を、常時理事長又は学長に代わって決裁することをいう。
- (4) 合議 決裁を受ける事案の内容について、関係する所属の長等の同意を求めることをいう。
- (5) 代決 決裁について権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が不在（長期出張、病気、事故等により連絡が困難な場合をいう。以下同じ。）の場合に、当該決裁権者が決裁すべき事務を下位の職にある者が一時決裁権者に代わって決裁することをいう。

(決裁の手続)

第3条 決裁は、原則として所属の長を経て、決裁権者の審査を受けるものとする。

2 前項の決裁を受ける場合、必要に応じ合議を受けなければならない。

(理事長の決裁事項)

第4条 理事長が決裁する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理事会及び経営審議会に関すること。
- (2) 組織に関すること。
- (3) 職員の人事及び給与に関すること。
- (4) 軽微な予算の変更に関すること（早急に変更しなければ、事業の執行に支障を及ぼすおそれのあるもの）。
- (5) 軽微又は定例的な法人規程の改正に関すること。
- (6) 契約に関すること。
- (7) 財産に関すること。
- (8) 法人にかかわる異議申立て及び訴訟に関すること。
- (9) 法人の事業計画・実績報告に関すること。
- (10) 共同研究、受託研究及びその他研究指導に係る契約の締結に関すること。
- (11) 客員教授、名誉教授、非常勤講師等の任命等に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関すること。

- 2 理事長は、決裁をする場合において、大学の組織・人事及び経営に重大な影響を及ぼすと認められるときは、あらかじめ副学長又は事務局長の意見を徴するものとする。
- 3 理事長は、決裁事項のうち、次に掲げるものは、事務局長に委任することができる。
 - (1) 事務組織の配置及び事務分掌に関すること。
 - (2) 事務職員の配置に関すること（管理職を除く。）。
 - (3) 事務職員の評価に関すること。
 - (4) 事務職員の研修に関すること。
- 4 理事長は、決裁事項のうち、次に掲げるものは、事務局長に専決させることができる。
 - (1) 職員の労務管理及び服務規律に関すること。
 - (2) 法人が管理・運営する施設使用許可等に関すること。
 - (3) 非常勤職員等の雇用に関すること。
 - (4) 法人及び大学に関する契約のうち、予定価格が1千万円未満の契約の締結、変更に関すること。
 - (5) 福知山市情報公開条例（平成14年福知山市条例第24号）及び福知山市個人情報保護条例（平成16年福知山市条例第22号）に基づく公開、開示、訂正に関すること。
 - (6) その他公立大学法人福知山公立大学の決裁事項に係る専決要綱（平成28年公立大学法人福知山公立大学規程9号。以下「専決要綱」という。）第2条に定めた専決事項。
（学長の決裁事項）

第5条 学長が決裁する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育活動に関すること。
 - (2) 研究活動に関すること。
 - (3) 大学の社会貢献活動に関すること。
 - (4) 大学の教育研究組織に関すること（学部・学科、重要組織の設置・廃止を除く。）。
 - (5) 教員の人事及び評価に関すること。
 - (6) 教員の研修に関すること。
 - (7) 教員の労務管理及び服務規律に関すること。
 - (8) 教育研究審議会、教授会等の諸会議に関すること。
 - (9) 教学の諸規程に関すること。
 - (10) 学生募集及び入学試験に関すること。
 - (11) 学生の福利厚生及び就職に関すること。
 - (12) 学生の賞罰に関すること。
 - (13) 教育研究施設及び設備・備品等の管理に関すること。
 - (14) 前各号に準ずる事項に関すること。
- 2 学長の決裁事項の一部を副学長に専決させることができる。ただし、専決事項については、専決要綱第3条に定めた事項とする。
（決裁事項の専決）

第6条 副学長及び事務局長は、第5条第2項及び第4条第4項により決裁する事項の一部を、指定する者に専決させることができる。

2 専決事項については、専決要綱第2条及び第3条に定めた事項とする。

(専決の報告)

第7条 専決した者は、必要と認められるとき、又は決裁の名義人から報告を求められたときは、専決した事項を報告するものとする。

(代決)

第8条 理事長の決裁事項について、理事長が不在の時であらかじめ事務処理の方針を示された場合又は緊急やむを得ない場合は事務局長が代決することができる。

2 学長の決裁事項の代決については、副学長が代決することができる。

3 その他の者の決裁事項の代決については、次席の者が代決することができる。

4 前2項の規定にかかわらず、重要又は異例に属すると認められる事項については、代決することができない。

5 代決をした場合は、速やかに決裁権者の後閲を受け、又は報告しなければならない。ただし、あらかじめ後閲又は報告を要しない旨の指示を受けた事項についてはこの限りでない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、決裁等の事務処理に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、必要に応じて理事長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。